

第8期 東久留米市介護保険運営協議会（第7回） 会議録

- 1 会議名 第8期 東久留米市介護保険運営協議会（第7回）
- 2 日時 令和5年8月22日（火）午後7時から午後8時15分まで
- 3 会場 東久留米市役所7階 703会議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、熊野委員（副会長）、後藤委員、永渕委員、輪違委員、小玉委員、中島委員、篠宮委員、島崎委員、金井島委員、赤星委員、白土委員、飯田委員、佐川委員 以上14名
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局 浦山福祉保健部長、廣瀬介護福祉課長、松下係長・鈴木主任・木造主任（以上、保険係）、水村係長（介護サービス係）、原田係長（地域ケア係）、池主査
- 7 傍聴人 1名
- 8 次第
 - (1) 開会
 - (2) 配布資料確認
 - (3) 議題
 - 議題1 第8期東久留米市介護保険運営協議会（第6回）の会議録について
 - 議題2 令和4年度東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について
 - 議題3 令和5年度東久留米市地域包括支援センターの事業計画書等について
 - 議題4 第8期計画の数値目標の進捗等について（令和4年度取組評価）
 - 議題5 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について②
 - (4) その他
 - (5) 閉会
- 9 配布資料
 - 【資料1】 第8期東久留米市介護保険運営協議会（第6回）会議録（案）
 - 【資料2】 令和4年度東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について
 - 【資料3】 令和5年度東久留米市地域包括支援センターの事業計画書等について

【資料4】 第8期計画の数値目標の進捗等について（令和4年度の取組評価）

【資料5】 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について②（第9期計画に記載する内容の骨子（案）について）

10 会議録

(1) 開 会 （省略）

(2) 配布資料確認 （省略）

(3) 議題

議題1 第8期東久留米市介護保険運営協議会（第6回）の会議録について

（省略）

議題2 令和4年度東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について

【会 長】 議題2について、事務局より説明願う。

【事務局】 議題2、令和4年度東久留米市地域包括支援センターの運営実績等については、東部・中部・西部の各地域包括支援センター（以下「包括」という。）の職員同席の下で、資料2に沿って説明する。まず、資料中、包括に関する公正・中立性に関する評価基準（令和4年度）については、この評価基準に基づき、令和5年3月末を基準日として各包括で実施した自己評価である。評価基準は「設置状況、情報管理、広報活動、介護予防ケアマネジメント」の4分野についてであり、評価項目は5項目、右側の確認欄に○がつくかどうかで評価する仕組みとなっている。各包括の評価を見ると、全項目で「達成」の項目に○がついており、「未達成」に○がついている項目はなかったことから、一定の公正・中立性が保たれているとの評価になる。また、各包括の収支決算の状況は、各包括の収支計算書のとおりである。議題2についての説明は以上である。

【会 長】 この件に関し、質問・意見等はあるか。

【委 員】 この評価は、各包括の自己評価とのことだが、これとは別に、市が各包括を評価していると聞いている。どのような基準に基づき、どのように評価をしているのか。

【事務局】 議題3で取り上げる事業計画についての各包括の自己評価をもとに実施している。10月頃に各包括が市に自己評価を提出、11月頃に各包括へのヒアリングを実施し、事業計画の目標の達成状況について市で評価を実施し、12月頃、各包括に市の評価結果をフィードバックすることで、次年度の事業計画に反映させていく。

【委 員】 追加で数点、質問させていただく。1点目。先ほどの市による評価体制の話ともつながるが、市による包括のバックアップ体制はどうなっているか。基幹型包括がな

い中で、市はどのような役割を果たしているのか。2点目は、窓口が2か所に分かれている東部と中部の現状と課題について。3点目は、委託料について。各包括が人材確保の努力をしているところ、派遣職員を雇用した場合の紹介手数料等の費用は人件費ではなく委託料として計上していると思うが、こうした点について聞きたい。最後に、ランチ構想について。市は、今後どのような見通しでランチを設置していく方向なのか。

【事務局】 初めに、市のバックアップ体制については、圏域ごとに地区担当の職員を配置し、各包括に対し適宜、相談支援を実施している。特に包括の負担が大きい権利擁護業務では、高齢者虐待ケースの全件でコアメンバー会議を実施し、虐待の有無や緊急性を判断するなど支援方針を協議しており、協議の中で市が役割を分担することもある。解決困難な事例では、高齢者虐待等事例検討会で専門家の助言、指導を受ける機会を確保している。加えて、各種業務連絡会等を通じた事業の推進や、3包括の専門職同士の横のつながりを持つことで、専門職としての質の向上や新任職員のスキルアップを図る機会を確保している。窓口が分かれている件、派遣職員の件については、各包括の職員が説明する。

【東 部】 窓口が2か所に分かれているメリットは、住民の方が通いやすいということがある。課題は、情報共有である。困難ケース、虐待ケースが増加しており、3職種で話し合わなければならない機会が増えているが、執務スペースが分れていることで3職種が揃いにくいことが課題である。次に派遣職員についてだが、東部包括は派遣職員の配置はしていない。ただ、人員の不足は課題であり、募集をかけてもなかなか採用につながっていない。以前に紹介業者を通じて職員を採用したということがあるが、年収の25～30%を紹介業者に支出する必要がある。

【中 部】 中部包括も窓口が2か所になっている。窓口が増えたことにより、住民の方の利便性は高まったと思う。東部包括と同様、情報共有には課題がある。毎朝、電話を通じたミーティングにより情報共有を図り、週1回の定期ミーティングでも困難事例・虐待ケースの情報共有を図ってはいるが、集合でのミーティングの機会はなかなか設定できないので、1つの執務スペースで合間に話し合いできたらと思う。派遣職員は、中部包括でも配置していない。派遣職員の話とは違うが、業務委託という視点で見れば、ケアプランをケアマネに委託している。委託を受けてくれるケアマネが少なく、包括職員が動いている状況であり、負担が大きくなっている。

【西 部】 西部包括も、派遣職員は配置していない。ただ、人材紹介会社の人材の囲い込みもあり、募集をかけても採用につながらない。年間2名ほど人材紹介を通して採用し

たこともあるが、2・3年程度で離職している。厚労省が介護分野における適正な有料職業紹介事業者として認定した19社は、以前に利用したことのある事業者だったが、やはり数年でやめてしまうという現状がある。今後も国は認定事業者を増やしていく方向とのことだが、西部包括でも人材不足は深刻な状況で、経費が掛かるとしても、そうした事業者を利用するのはやむを得ないところである。

【事務局】 最後の、ブランチの設置については、これまでの議論でも触れているところである。包括のあり方については9期以降も継続して議論していくが、まずは9期において、早期にブランチを設置していく考えである。

【委員】 どの市町村でも同じだが、厳しい体制の中で包括は業務を行っている。特に職員採用は非常に厳しい状況と聞く。市の全面的なバックアップが必要と感じる。

議題3 令和5年度東久留米市地域包括支援センターの事業計画書等について

【会長】 議題3について、事務局から説明願う。

【事務局】 資料3、令和5年度東久留米市地域包括支援センターの事業計画書等について、資料3に沿って説明する。事業名は8つに分かれ、それぞれの契約内容ごとにその目的と目的達成のための具体的計画、期待される効果が記載されている。年間の予定としては、10月に各包括からの事業計画に対する自己評価の提出があり、自己評価を基に11月にヒアリングを実施し、12月に市による審議及び評価を実施している。この評価を踏まえ、市の担当者や専門職の各種連絡会において課題や方向性を共有し、次年度の計画に生かすこととしている。本日は、資料3に沿って、各包括の5年度の事業計画の方針と、重点的に取り組む事業について報告させていただく。

資料1 ページ、東部包括の事業計画書の方針については4点記載されているが、まず②については、年々認知症の方が増え、家庭内で対応が難しいケースが増えているという現状を踏まえ、本人と家族から話を聞き、今後も、認知症があってもその人らしく生き生きとした生活が送れるよう、介護保険以外でできることを探していく支援をする、としている。また、④については、昨年度において東部地域の小学校全校で実施した認知症サポーター養成講座を今年度も実施し、保護者や地域の人に認知症と包括の周知を行っていきたいとしている。今年度重点的に取り組む事業としては、まず1つ目は、介護予防事業及び生活支援体制整備事業を挙げられている。課題としては、新型コロナウイルス感染症の影響で自宅から出ず、閉じ籠もり等になったことにより、筋力、体力の低下などが見られる方が増えていることが挙げられ、計画の概要としては、生活支援コーディネーターを中心に既存の

「通いの場」を紹介していくこと、あんしん生活調査等を利用した市の介護予防事業の周知や、感染状況を把握しながら「通いの場」の立ち上げなどを行っていくことが記載されている。資料2ページ、重点的取組の2つ目は、権利擁護事業、高齢者虐待防止と養護者の支援が挙げられている。課題としては、虐待の要因が多様化、家族問題、高齢者自身が他者からの関わりを拒否するセルフネグレクトなどのケースも多くなっていること、理由としては、従来のような高齢者を保護することや、家族への介護疲れに対する対応だけでは根本的な問題解決にならないことが挙げられている。計画の概要としては、包括内で役割分担を行いながら相談員2名での対応を継続すること、虐待や多問題ケースが発生したら包括内で早めに話し合い、コアメンバー会議や関係者会議で対応方針を検討し、各機関につなげていくことが挙げられている。3ページから8ページまでは、計画書の詳細である。

次に、9ページ、中部包括の事業計画書方針である。コロナの流行から丸3年が経ち、これまでの地域のつながりを希薄にするという弊害がもたらされたが、ウィズコロナ時代への移行に伴い、地域の活動が徐々に再開されつつある。今まで中止されていた会議や連絡会等も開催されるようになり、それに伴い、新規の相談なども増加している。虐待や困難ケースの相談も多くなり、複雑化・複合化したニーズに対して、介護福祉課、福祉総務課等の市役所の複数の部署や、在宅介護支援センターや保健所等、様々な機関と連携する機会が増えており、包括職員もケースの多様化に合わせ、柔軟な対応をしていきたい、としている。重点的に取り組む事業の1つ目は、包括的・継続的ケアマネジメント事業が挙げられている。利用者の生活を支えるには、フォーマルだけではなくインフォーマルなサービスを視野に入れる必要があること、ケアマネジャーは医療との連携だけでなく、地域との連携も求められているが、介護保険サービスのみで構成されるケアプランが多く見られること、これまで以上に地域住民の参加が重視されており、住民の力と専門職の力が合わさることで地域福祉を推進していく力が発揮されることが周知できていないこと等が課題とされている。地域住民と地域ケアマネジャーと一緒に地域課題について考え、今必要な活動や資源を互いに理解できる場がないことが理由として挙げられている。計画の概要としては、第2層協議体や地域ケア個別会議等に地域のケアマネジャーの参加を呼びかけ、地域特性の把握や地域について考えるきっかけを作ること、地域の資源を確保する上で会議への参加が有効なツールであることを理解してもらうこと、また、地域とケアマネジャーの距離を縮め、地域住民にケアマネジャーを含めた地域の専門職の役割を理解してもらうこと、等が挙げられている。重点的に取り組む事業の2つ目には、総合相談事業・職員

体制が挙げられている。高齢者虐待や8050問題などの重層的な課題を持つ世帯への対応等、家族を含めた複合的な支援が必要なケースが増加しており、様々な機関との連携・調整が必要となり、高齢者支援に限らない多岐にわたる専門知識が求められることから、一人ひとりの職員に対する業務負担が大きくなっていることが課題として挙げられている。理由としては、虐待ケースや困難ケース等について複数担当制とし、職員が疲弊しないように心がけているが、人員不足の影響もあり、一人ひとりの職員に対する業務負担が大きいことが挙げられている。計画の概要としては、求められる業務や役割が大きく、負担が増大している事実もあり、職員の増員や職場環境の整備について対応すること、あらゆる資源や関係機関とチームで問題に当たることが挙げられている。以下、18ページまでは計画の詳細である。

最後に、19ページ、西部包括の事業計画である。事業計画の方針は、8期計画期間の大半がコロナ禍にあり、事業実施を制限せざるを得ない状況となり、高齢者においても行動制限により心身の状態が低下となり、フレイル状態・認知症発症による相談も増加していることから、昨年度の事業計画評価を真摯に受け止め、事業の底上げを図ることと、計画性を持った事業実施、新たな職員体制下での地域と顔が見える関係の再構築を行うとともに、西部地域独自の地域共生社会の実現に向けた次期計画の準備段階としたい、とのことである。重点的に取り組む事業としては、1つ目は、総合相談・権利擁護・職員体制が挙げられている。家族支援、経済的支援、他施策の活用を必要とする複雑多様化したニーズ、重層化した課題に対する支援が増加傾向にあり、職員全員が一定水準の相談援助を行うことができるようにする必要があることが課題として挙げられ、その理由として、新入職員が多く、業務の平準化と標準化ができておらず、そのために業務負担の偏りが生じ、属人的になっていることが挙げられている。計画概要としては、虐待・困難ケースについて複数名での対応を継続実施し、複数名対応によりコア会議や記録作成の時間短縮、業務効率を目指すこと、専門職・センター職員として必要な知識を習得するための研修等の機会を確保すること、一定の情報が共有できるよう支援経過の工夫や改善を実施していくこと、等が挙げられている。

重点的に取り組む事業の2つ目としては、介護予防ケアマネジメント・包括的・継続的ケアマネジメント事業が挙げられている。要支援・要介護状態になっても、地域とつながることやケアプランに位置づけることが求められているインフォーマルサービスについて、地域情報の発信が必要なことが課題として挙げられている。その理由として、地域で行わ

れている「通いの場」について、介護関係者への周知の機会が少ない現状が挙げられており、計画の概要としては地域の介護支援専門員に対して、「通いの場」を知ってもらう機会を作ることが挙げられている。重点的に取り組む事業3つ目は、介護予防ケアマネジメント・生活支援体制整備事業が挙げられている。それぞれの「通いの場」が抱える課題、問題を共有し、「通いの場」同士のネットワークづくりを行う機会から、包括との関係構築につなげていくことが課題として挙げられており、理由としては、それぞれのグループが独立しており、お互いの活動を知る機会がないことが挙げられている。計画の概要としては、「通いの場」を開催しているグループを集めて懇談会を開催すること、等が挙げられている。21ページ以降に詳細を記載している。

包括の事業実施については、各包括からの評価報告、予算・決算書の提出、事業の進捗や課題の確認を行い、事業の適切かつ効率的な運営に努めていく。報告は以上である。

【会 長】 この件について、質問・意見等はあるか。ないようなので、次に進む。

議題4 第8期計画の数値目標の進捗等について（令和4年度取組評価）

【会 長】 議題4について、事務局より説明願う。

【事務局】 議題4、第8期計画の数値目標の進捗等について、事前配付した資料4に沿って説明する。初めに、法定報告について。資料の冒頭に記載したとおり、介護保険法第117条の規定により、各市町村は介護保険事業計画に介護予防、重度化防止、介護給付適正化等についての取組の目標を記載することとされており、取組の実施状況や目標の達成状況の自己評価を実施することとされている。その上で、自己評価の内容を都道府県に報告することが義務づけられており、これを「法定報告」と呼んでいる。評価結果は公表することが市町村の努力義務として位置づけられていることから、本市では自己評価と都への法定報告を確実に実施するとともに、本協議会においてその内容を報告し、会議録や資料を市の公式サイトに掲載することで、市民に向け公表している。

資料別紙の第8期計画期間における数値目標の達成状況は、4年度分の法定報告における自己評価の内容である。計画書79ページ以降の第8期計画における数値目標として設定した目標についての4年度末における実施及び達成の状況について、「達成できた」、「おおむね達成できた」、「達成はやや不十分」、「達成できなかった」の4段階評価を行っている。本日は、自己評価を「達成はやや不十分」としている項目について、担当より概要、課題と対応策の説明をする。

【事務局】 No.1の「介護予防・生活支援サービスの方向性を見直し（期限目標）」につい

ては、前回協議会で報告したとおり、窓口における対象者抽出のためのフローの見直しと介護福祉課・包括職員への研修を実施した。病院への事業周知不足やサービス提供事業所の課題の未把握が課題であり、対応策としては、病院における周知と、今後はプロジェクトチーム、包括のみではなく、介護事業所等のサービス提供者側の課題についても、担当者を交えての検討を行うことを上げている。

【事務局】 No.3「地域密着型サービスの整備数」では、数値目標として、8期中に①看護小規模多機能型居宅介護を1か所、②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を1か所整備するとしている。前回協議会で報告したとおり、3年度に公募により選定した事業者、株式会社日本アメニティライフ協会が、グループホームとして（仮称）花物語ひがしくるめナーシング、それに併設する看護小規模多機能型居宅介護事業所として（仮称）花織ひがしくるめを、それぞれ12月1日の新規開設に向けて各種準備を進めており、8期中に目標達成見込みである。

【事務局】 No.4、認知症介護者家族会への参加人数は、8期中に378人とし、3～5年の各年の数値目標を上げており、4年度の数値目標は126人としている。これについては、4年度の実際の参加人数は87人であり、新規参加者が少ない現状にある。そのため、ケアマネジャーを通じた紹介や認知症サポーター養成講座等を活用した周知、開催月の変更等で参加促進を図っていく。

No.7、「みまもり協力員の活動回数」では、8期中2,400回、各年800回という数値目標を上げている。4年度の活動回数は753回と、3年度681回に比べ微増しているものの、コロナ前の実績には戻っていない。新規登録者も少ない現状があり、広報紙や市主催、包括主催のイベントや会議等を活用した事業の積極的な周知を行っていく。

【事務局】 No.9、「ケアプラン点検を実施した指定居宅介護支援事業所数」では、市内の指定居宅介護支援事業所を対象として、3年間で全事業所の点検を数値目標としている。市内の指定居宅介護支援事業所数は24か所あり、3年間を通して、原則月1か所のケアプラン点検を計画的に進めており、8期中に目標達成の見込みである

【事務局】 No.11、「介護人材の確保に向けた事業の参加者数」では、数値目標として、定員比75%の参加者の確保を掲げているが、4年度前期の実績は48.5%であり、後期が71.4%、年間実績は60%となっている。研修参加者による就労意欲の向上や介護事業所への就労実績もあるが、受講希望者は伸び悩んでいる。申込み方法に二次元コードを追加することで手続の簡略化を図り、申込者、受講希望者の増を目指す。

【会 長】 これについて、質問・意見等はあるか。ないようなので、次に進む。

議題5 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について②

【会 長】 議題5について、事務局より説明願う。

【事務局】 9期計画に記載する内容の骨子案について、資料5に沿って説明する。計画の基本理念は、第8期から継続して、「高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり」とする。基本理念を達成するために4つの基本目標を設定し、基本目標に即して具体的な施策の方向性を検討するという大枠は、8期計画と同様としている。施策の方向性には、7月末の全国介護保険担当課長会で厚労省から提示された国の基本指針の案や法改正等の予定を反映している。各施策の文末は全て「何々の方向性」という表現に統一し、国の基本指針案の内容等を踏まえ、施策の新設や統廃合、タイトルの変更等を行うなどの変更を行っている。

次に、資料5別紙の基本指針のポイント案と照らしつつ、基本目標と施策の方向性について説明する。まず、基本目標1は「介護予防・健康づくりの施策の推進のための取組」である。国の基本指針の見直しのポイント案の中段、2の地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組の①地域共生社会の実現のとおり、地域住民や多様な主体による介護予防等の取組を促進するという観点を一層強化するため、施策2に「住民主体の「通いの場」の活動支援の方向性」を追加した。「通いの場」の実態把握や運営と参加者のマッチングに向けた取組、地域のリーダーの発掘・育成の取組の方向性などについて記載する予定である。施策3の「介護予防・生活支援サービス（総合事業）の方向性」は、本協議会において「介護予防、健康づくりの施策推進のための総合事業の見直しについて」という議題で、継続的に報告・議論してきた内容で、窓口質問票の取組等について記載する予定である。資料2ページ、基本目標2「要介護状態や認知症になっても、自分らしい暮らしを続けるための取組」の施策1、「介護保険サービス提供体制の計画的な整備の方向性」は、国のポイント（案）1において、介護サービス基盤の計画的な整備の中で、中長期的な市の人口動態や介護ニーズの見込みを捉えることにより、地域の実情に応じたサービス基盤の整備を計画的に進めることが重要であり、中でも地域密着型サービスのさらなる普及等、在宅サービスの充実について触れられていることを踏まえ、9期におけるサービス基盤の整備の方向性について記載する。また、住み慣れた自宅での在宅サービスの継続という観点から、施策2「高齢者の住まいと在宅生活を支えるサービスの方向性」を施策に追加している。資料の3ページ、基本目標3は「共に参加し共に支える、地域ぐるみの体制づくりのための取組」である。施策1、「地域包括支援センターの体制整備の方向性」は、本協議会

において継続的に議論してきた内容であり、9期のブランチの設置方針について記載するとともに、9期期間中も引き続き検討が必要であるという委員意見等も踏まえ、9期期中における継続的な議論の必要性について記載する予定である。基本目標4は、「持続可能な介護保険サービス等の提供体制を整備するための取組」である。施策1、「介護認定事務の効率化の方向性」では、業務負担の軽減やデジタル技術の活用等による業務改善の取組により、介護認定事務の効率化を図ることについて記載する予定である。施策2「サービス向上に資する給付適正化の方向性」では、国指針により給付適正化の事業が3事業に再編されることを受け、本市における介護給付の適正化の方向性について記載する。

この骨子案を踏まえ、今後、計画素案における具体的な計画の中身を検討していくこととし、次回11月に開催する予定の協議会で、計画素案を示す予定である。計画素案については、協議会での報告、承認後に公表し、パブリックコメントを実施するとともに、同期間において協議会委員の意見を聴取することとする。以上である。

【会 長】 これについて、質問・意見等はあるか。

【委 員】 基本目標4、施策3に「介護現場の生産性向上および介護人材確保の方向性」がある。都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用、とあるが、具体的にどのようなことをやるのか。経営の協働化・大規模化は可能なのか。その場合、どのように目標設定するのか。数値目標等を設定するのか。

【事務局】 市では、介護保険サービス提供事業所向けのアンケートを実施しており、現状のサービス提供における課題や、今後の事業展開についての質問を設けている。このアンケートの回答を踏まえ現状を把握しつつ、検討していく。

【事務局】 補足すると、生産性向上については、国の指針案の中では都道府県が主体的に動いていくとされているところであり、都の動きに連携していくものと考えている。職場環境の改善等の取組を通じて職員の負担軽減を図るとともに、ケアの充実等の介護サービスの質の向上へつなげていくことで生産性の向上を推進するということ等とされており、その辺りも含め、都との連携を検討したい。

【委 員】 基本目標の1、2、3の全てに、包括が関わっている。どの包括も人材不足で採用に苦慮しているとのことであり、この計画に掲げる目標が達成できるのかどうかは不安も大きいと感じた。3ページの基本目標3、施策1で、「地域包括支援センターの役割の重要性を踏まえ、膨大化・複雑化する業務の負担軽減を行いつつ」とあるが、この部分

は現場の実情を表していると思うので、この包括の負担軽減というのを具体的にどのような方向性で行っていくか、検討が必要ではないかと思っている。

【事務局】 ご意見として、うけたまわる。

【会 長】 他には何かあるか。

【委 員】 目標 1 の施策 2、「住民主体の「通いの場」の活動支援の方向性」として、「通いの場」を 2 番目に持ってきているのは、歓迎すべきと思う。できる限り介護を必要としないように、介護予防の施策を重点的に実施するのはいいことと思う。元気な高齢者に介護の現場で活躍してもらおう取組をしている市町村もあり、一定の成果が上がっているというレポートを読んだこともある。重点施策に「通いの場」を入れるのは良いことだが、高齢者のアンケートを見ると、「通いの場」を利用している人は少ないように思う。理由の一つとして会費負担等で、複数の「通いの場」に通うことができない実態もあると考えている。シャキシャキ介護予防教室のような、無料で通える「通いの場」を推進して欲しい。インセンティブ交付金の「通いの場」の活動助成への活用も検討してはどうか。

【事務局】 ご意見として、うけたまわる。

(4) その他

【会 長】 以上で本日の議題は終了である。その他、報告事項はあるか。

【事務局】 介護の日イベントについて、ご案内したい。市では 11 月 11 日の「介護の日」の前後に、東久留米市介護サービス事業者協議会の主催・介護福祉課の共催で、介護について理解を深める介護の日イベントを開催してきたが、令和 2 年以降、コロナの影響で自粛していた。しかし、本年の 11 月 11 日（土）から 12 日（日）にかけて開催される「第 41 回市民みんなのまつり」において、テントの出展という形式で、4 年ぶりの開催を検討している。出展場所は駅西口ロータリー周辺の行政ブースで、介護のこと何でも無料相談や介護に役立つ情報満載展示などを行う予定である。日付が近くなったら市の広報等でもお知らせする。ぜひお立ち寄りいただきたい。

【会 長】 ほかに何かあるか。

【事務局】 次回の協議会は、令和 5 年 11 月開催を予定している。

(5) 閉会

【会 長】 以上で、本日の協議会を閉会する。

閉会時刻：午後 8 時 15 分